

# 令和7年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項

## (中学校等の放課後活動への助成)

公益財団法人スポーツ安全協会

### ■助成の目的

我が国におけるスポーツ活動等（スポーツ活動、文化活動）の普及奨励を図ることを目的とする。

### ■助成対象者

#### (1) 放課後活動振興モデル事業

地方公共団体、法人格を有するスポーツ、社会教育及び文化関係団体、大学  
実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

#### (2) 中学校部活動地域連携・移行普及事業

地方公共団体、スポーツ、社会教育及び文化関係団体（法人格の有無は問わない）、大  
学、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

注1) 実行委員会等事業の企画運営に当たる組織は、(1)(2)ともに、地方公共団体が関  
与している場合に限る。

注2) 営利を目的とする団体を除く。

### ■助成対象事業及び助成金額

#### 1. 助成対象事業

不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に実施する次の事業とする。

また、部活動地域連携・移行に関する事業については、地方公共団体の方針に沿った計  
画であり、担当部局との連携が図られていること。

#### (1) 放課後活動振興モデル事業

国及び地方公共団体の政策等を踏まえ、下記のテーマについて地方公共団体と学校  
(小・中学校)及び関係団体等とが連携・協力して、部活動等放課後活動を先導的・  
計画的に推進するためのモデルとなる事業。

成果目標（数値目標を含む）を定め、PDCAサイクルを効率的に運用し、3年間で  
目標達成を目指す事業。

#### 【募集テーマ】

①子供たちが楽しく主体的に活動できる環境や仕組みづくり

・子供たち達が明るく楽しく主体的に参加する部活動モデルの開発

②学校とその他の運営主体の協力調和により平日を含むスポーツ・文化活動の地域化

・土日の地域移行を更に加速し、平日も含めた部活動モデルの開発

③デジタル技術を活用した活動支援モデルの開発

- ・デジタル技術を活用した練習方法や安全の配慮、健康管理等のアプリやYouTube等の活用による部活動モデルの開発

(2) 中学校部活動地域連携・移行普及事業

中学校部活動の地域連携・移行に向けて、中学生（小学生を含む。以下「中学生等」という。）が各地域で多様な活動に親しむ機会を提供する事業。

【事業例】

中学生等を対象とした競技会、交流会、研修会、コンクール、発表会等

(3) 申請に当たっての留意点

①共通

- 平日のみ、休日のみ又は平日と休日の両方を対象とする。
- 地方公共団体の担当部局の方針に沿った計画であり、連携が図られていること。
- 営利的なイベントや興行は、対象外とする。

② (1) 放課後活動振興モデル事業

- 申請団体が活動を行う地方公共団体又は全対象中学校において、助成期間内に休日の部活動が地域に完全移行し、平日についても移行の計画を有すること。

③ (2) 中学校部活動地域連携・移行普及事業

- 原則として、同一事業については連続3回までとする（令和6年度から適用）。
- 事業に参加する中学生等の実参加者数を原則として50人以上とすること。
- 2又は3回目の申請となる団体は、助成後の事業継続の観点から、参加料の徴取や外部資金の導入など対応策及び該当する予算を申請書に記載すること。

2. 助成金額及び助成期間

助成金額及び助成期間は、次のとおりとする。

(1) 放課後活動振興モデル事業（助成総額（予定）：3,750万円）

- ・1事業上限250万円/1年
- ・助成期間は、原則3年間（令和7年度から9年度）  
ただし、進捗状況等によっては途中で助成を終了する場合もある。

(2) 中学校部活動地域連携・移行普及事業（助成総額（予定）：1,500万円）

- ・1事業上限50万円
- ・助成期間は、単年度（令和7年度）

3. 対象経費

対象経費は、事業に直接要する経費（諸謝金、旅費・交通費、賃借料、雑役務費、消耗品費、人件費（臨時雇用者に限る）など）とし、助成期間内使用した経費とする。

なお、(1) 放課後活動振興モデル事業においては、申請額の範囲内で一般管理費（10%を上限）を計上することができる。

ただし、次のような経費は対象外とする。

①共通

- ・懇親会、パーティに要する飲食等の経費
- ・保険料
- ・団体運営のための日常的経費（設備費、備品費（3万円以上）、給与等

②（2）中学校部活動地域連携・移行普及事業の場合

- ・高校生以上の参加者に係る経費

## ■応募方法

### 1. 応募方法 Graain（グラーイン、電子申請システム）

○応募に当たっては、Graain から申請すること（郵送、メール不可）。

手続き方法は、以下の「電子申請システム「Graain」の利用方法」を参照の上、申請書等を作成し、提出してください。

○申請書には、下記の書類を添付する必要があるので準備して提出すること。

（必須項目）

- ①過去2年度の事業実績及び決算書（様式自由、PDF形式、又はHPのURL）
- ②今回申請する事業の予算書（協会様式、Excel形式）

（条件に合致する場合）

- ①定款、規約又はそれに類する規定等（様式自由、PDF形式、又はHPのURL）

（条件）過去2年度間に当協会の助成を受けていない場合

- ②関係資料：事業の概要が分かる資料（様式自由、PDF形式）

（条件）前年度に同種の事業をしている場合、申請内容の補足を希望する場合

2. 令和7年度事業の応募締め切りは、令和6年12月26日（木）16時（時間厳守）とする。

3. 応募（申請）は、1団体各事業1件までとする。

### 電子申請システム「Graain」の利用方法

①「Graain」に新規アカウントを作成する。

<https://www.service.graain.net/Cq4Xv/general/login>

※既に、Graainのアカウントを所有している場合は、新規アカウントの登録は不要。既存のアカウントでログインすること。

②ログイン後、申請者用 Home 画面に表示される助成プログラム一覧の中から、次のいずれかの事業を選択する。

- ・放課後活動振興モデル事業
- ・中学校部活動地域連携・移行普及事業

③画面の指示に従って必要情報を入力の上、該当する提出書類のファイルを添付し申請画面から提出する。

#### <注意>

※応募以降の連絡や問い合わせは、原則としてGraain 又はE-mail にて通知するので、必ず同システム内の通知及びE-mailを確認すること。

なお、Graain に登録するE-mail は、団体アドレス等複数人で確認できるものを奨励する。

#### <参考>

詳しくは、以下のマニュアルを参照ください。

- ・Graain 新規アカウント登録マニュアル
- ・Graain 利用操作マニュアル

### ■助成対象（事業実施）期間

各種事業の助成対象期間は以下のとおりとする。

#### （1）放課後活動振興モデル事業

令和7年4月1日から令和10年3月10日（3か年）までに実施される活動。

ただし、助成金額については、毎年度の申請書（中間報告書等）を審査の上決定。

#### （2）中学校部活動地域連携・移行普及事業

令和7年4月1日から令和8年3月10日までに実施される活動

### ■選定方法

本会審査委員会で審査の上、決定する。

なお、助成金交付申請額は査定（減額）されることがある。

### ■採択基準

#### （1）放課後活動振興モデル事業

- 申請団体が拠点となり地域の地方公共団体や関係団体等と連携した部活動等放課後活動の推進に寄与することが期待される事業であること。
- 事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること。
- 実施体制が構築され、当該地域の課題や事業計画、成果分析等P D C Aが有効に機能すること。
- 事業の成果目標が具体的に設定されていること。
- 成果目標達成に向けた各年度の事業計画や予算計画が示され、事業の実現可能性が高いこと。
- 助成事業終了後も自立的な持続可能性が期待できること。
- 安全に実施するための配慮事項が明確であること。

#### （2）中学校部活動地域連携・移行普及事業

- 申請団体と地域の地方公共団体等の連携が図られ、部活動地域連携・移行に寄与することが期待される事業であること。

- 中学生等が各地域で多様な活動（スポーツ・文化）に親しむ機会の提供に寄与することが期待される事業であること。
- 事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること。
- 事業計画・予算の内容が明確で熟度が高く、実施体制も構築され事業実施が確実であること。
- 助成事業終了後も事業が継続されることが期待できること。
- 安全に実施するための配慮事項が明確であること。

### ■採択必須条件：

1. 事業の目的が達成されるよう十分な計画と準備の上、参加者が生涯を通じてスポーツや文化活動等に親しむ契機となるよう努めること。
2. 参加者が安全・安心に参加できる状況で実施すること。傷害保険や賠償責任保険など活動に応じて必要な保険に加入すること。
3. デジタル技術を活用した取組を行う場合は、画像、映像、音源等の使用については著作権等の権利関係の適正は処理を確実に実施すること。
4. 助成対象に採択された事業は、採択の条件として、下記による助成金交付の告知及び広報を必ず行うこと。
  - 開催要項、看板、プログラム等には、『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ普及奨励助成事業』の記載（※）をすること。
  - 大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告（※）を掲出すること。
  - 大会等ホームページには、「スポーツ安全保険」のバナー（※）を貼付すること。
  - 開催要項、大会プログラム等を作成しない場合は、「広告チラシ」（※）を配布すること。
  - SNS等を活用した活動の広報を行うこと。
 上記、※印については、採択時に連絡する。

### ■応募～助成期間終了まで

- 応募受付期間：令和6年11月7日（木）～令和6年12月26日（木）16時
- 助成の決定・通知：令和7年3月上旬（予定）  
申請書の返却及び審査の経緯や結果の問合せは、受付けない。
- 助成事業の開始：令和7年4月1日から
- 助成金の交付：令和7年6月上旬（予定）

### ■助成期間終了後

1. 実績報告書の提出 Graain（グラーイン、電子申請システム）
  - ・実績報告書は、Graain から提出すること（郵送、メール不可）。
  - 手続き方法等については、採択後に別途連絡します。

## (1) 放課後活動振興モデル事業

- ① 事業実施年度毎に事業報告書（令和7、8年度：中間報告書、令和9年度：実績報告書）を提出すること。

なお、中間報告の内容や今後の方針等について、ヒアリングを行うことがある。

### ② 報告書等の提出期限

（中間報告書等）

- ・令和7年度事業分：令和8年4月10日（厳守）
- ・令和8年度事業分：令和9年4月9日（厳守）

（実績報告書等）

- ・実績報告書：令和10年4月10日（厳守）

## (2) 中学校部活動地域連携・移行普及事業

### ① 報告書等の提出期限

事業終了後30日以内若しくは翌年度4月10日のいずれか早い日（厳守）

## ■留意事項

1. 申請書の返却及び審査の経緯や結果についての問合せは、受付けない。
2. 次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。
  - ① 対象事業を中止又は廃止した場合
  - ② 報告書の提出を怠った場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記述を行った場合
  - ④ 決算で剰余金が生じた場合
  - ⑤ 上記「採択必須条件」取り扱いを怠った場合
3. 「(2) 中学校部活動地域連携・移行普及事業」の助成金の交付を受けることができるのは、原則として同一事業で連続3回までとする。（令和6年度から適用）
4. 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリングを行う場合、あるいは、成果の普及、成果発表及び情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は、協力すること。

## ■個人情報の取扱い等

1. 提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取扱う。
2. 助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表する。

## ■お問合せ先

公益財団法人スポーツ安全協会 助成担当（根本、高橋）

メール：josei@spoan.or.jp

電話：080（8025）3002（平日10時～16時）